



# さいたま市立与野南中学校 いじめ防止基本方針

# さいたま市立与野南中学校いじめ防止基本方針

## I はじめに

いじめは人として決して許されない行為である。しかし、いじめはどの学校でも、どの学級でも起こり得ることから、学校は「いじめの防止」「早期発見」「いじめに対する措置」について共通理解を深め、全教育活動を通して生徒一人ひとりが明るく楽しい学校生活を送ることができるように努めなければならない。そのため、本校のいじめ防止基本方針は、国の「いじめ防止対策推進法」及び「いじめ防止等のための基本的な方針」、「さいたま市の指針」に基づき、生徒、保護者、地域、関係諸機関と緊密な連携、協力を基盤に、具体的な取組について示したものである。

## II 本校のいじめの問題に対する基本姿勢

- 1 「いじめは絶対に許されない」という認識をもちます。
- 2 「自分がされて嫌なことは他人には絶対にしない」という意識を生徒に徹底します。
- 3 いじめられている生徒を最後まで守り抜きます。
- 4 特定の職員がいじめに係る情報を抱え込まず、学校が一丸となって組織的に対応します。
- 5 いじめる生徒に対しても、成長支援の観点に立ち、毅然とした態度で指導します。
- 6 荒れた状態、すさんだ状態を放置せず、教育環境を整えます。
- 7 重大事態には、警察関係諸機関と必ず連携します。
- 8 いじめられる生徒だけでなく、いじめる生徒についても生徒が抱える問題を解決するため、保護者や地域との連携はもとより、心理や福祉等の専門性を生かした支援や関係・専門機関と連携を深めます。

## III いじめの定義（「いじめ防止対策推進法」第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※ 「けんかやふざけ合い」であっても、見えないところで被害が発生している場合もあることから、背景にある事情を確認し、生徒の感じる被害性を踏まえ、いじめに該当するか否かをいじめ対策委員会にて適正に判断する。

※ いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の二つの要件が満たされているものとする。

### ①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が、相当の期間継続していること。この相当の期間とは少なくとも3か月を目安とする。

## ②被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないことが認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかを面談等により確認すること。

## IV 組織

### 1 いじめ対策委員会（「いじめ防止対策推進法」第22条）

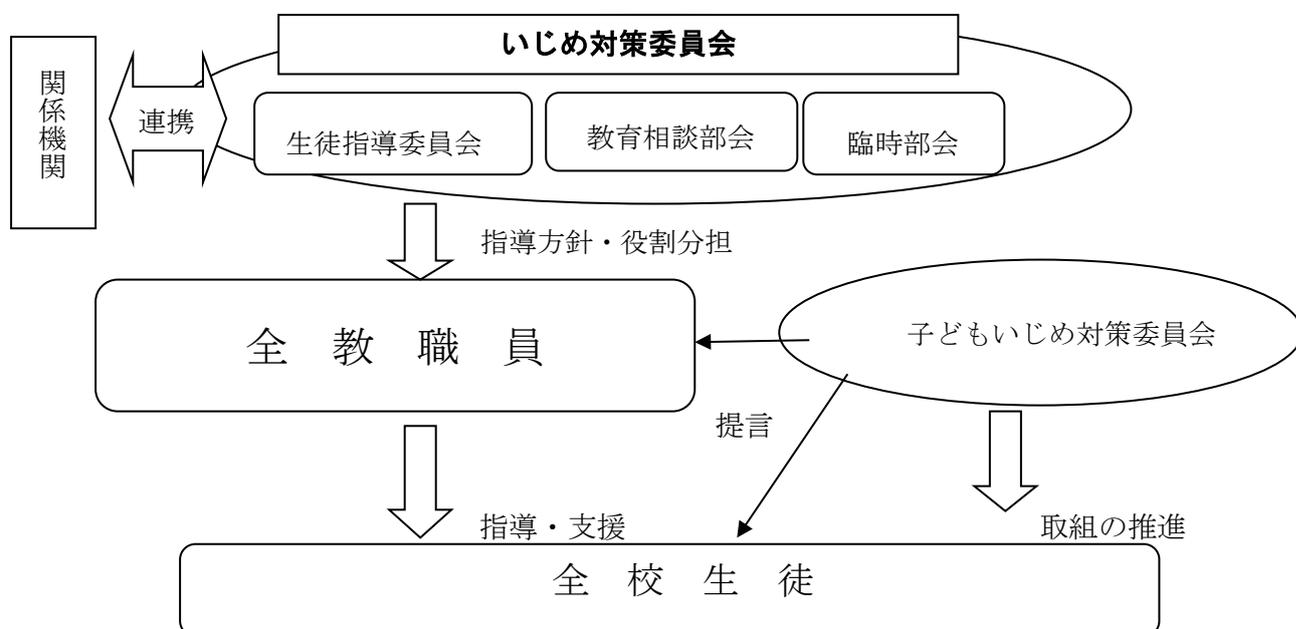
- (1) 目的：学校におけるいじめ防止等に関する措置を実効的に行うこと
- (2) 構成員：校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、教育相談主任、  
各学年生徒指導担当、さわやか相談員、学校運営協議会会長、  
主任児童委員、保護司、PTA 会長、後援会会長、  
(スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー)
- (3) 開催  
ア 定例会（6月、3月の年2回）  
イ 生徒指導委員会、教育相談部会（週1回開催し、情報の収集に努める）  
ウ 臨時部会（必要に応じて、必要なメンバーを招集して開催）
- (4) 具体的な内容  
【未然防止に向けて】
  - ・いじめの早期発見のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う。  
【早期発見・事案対処に関して】
  - ・いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受ける窓口となる。
  - ・いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などの係る情報の収集と記録・共有を行う。
  - ・いじめに係る情報があった場合には緊急会議を開催するなど迅速な共有、関係生徒に対するアンケート調査、聞き取り調査による事実関係の把握を行い、いじめであるか否かの判断を行う。
  - ・いじめの被害生徒に対する支援・加害生徒に対する指導・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。  
【基本方針に基づく各種取組】
  - ・学校いじめ基本方針における年間計画に基づき、いじめ防止等に係る校内研修を複数回企画し、計画的に実施する。
  - ・学校いじめ基本方針が本校の実情に即して適切に機能しているかについて点検を行い、学校いじめ基本方針の見直しを行う。(PDCA サイクルの実行を含む)

### 2 子どもいじめ対策委員会

- (1) 目的：いじめ問題について考え、いじめを許さない集団やいじめが起きない学校を作ろうとする意識を高め、いじめ防止等の取組を推進すること。
- (2) 構成員：生徒会長、生徒会副会長、生徒会本部役員、各学級委員 各部活動の部長

- (3) 開催：6月、11月、3月
- (4) 内容
  - ア いじめ撲滅に向けた話し合いを主体的に行う。
  - イ 話し合いの結果を全校生徒に提言する。
  - ウ 提言した取組を推進する。
  - エ いじめの未然防止に向けた生徒の主体的な取組を推進するため、生徒会、学級委員、各部活動の部長が集まる話し合いを開催する。
- (5) 小学校との連携
  - ア 生徒会長による小学生に向けたビデオレターでのメッセージ
  - イ 美術部作成のいじめ撲滅ポスターのプレゼント
  - ウ 小中合同の朝のあいさつ運動

### 3 組織図



## V いじめの未然防止

### 1 道徳教育の充実

#### (1) 教育活動全体を通して

- 「いじめをしない、許さない」資質をはぐくむために、あらゆる教育活動の場面において、道徳教育に資する学習の充実に努め、道徳教育推進教師を中心に、全教師の協力体制を整える。
- 道徳の内容項目と関連付けて重点化を図り、時期と内容を明確にした全体計画を作成する。
- いじめ根絶、未然防止に向けた講話を朝会等で行う。

#### (2) 道徳の時間を通して

- 「いじめ撲滅強化月間」(6月)に「2 主として他の人とのかかわりに関すること」の内容項目を取り上げて指導する。

## 2 特別活動の充実

- 集団活動、話し合い活動を通して集団の一員としてよりよい人間関係を築かせる。
- 「いじめ撲滅強化月間」（6月）に「いじめ防止指導事例集」（さいたま市教育委員会 平成23年4月）を活用した授業を行う。

## 3 「いじめ撲滅強化月間」の取組を通して

- 実施要項に基づき、各学校や生徒の実態に応じて、以下のすべての内容について取り組む。
  - ・ 児童生徒啓発ポスターを活用した、いじめ撲滅に向けた学級スローガンづくり
  - ・ 子どもいじめ対策委員会によるいじめ撲滅を目指したキャンペーンの展開
  - ・ 校長等による講話
  - ・ 学校だよりやPTA 広報誌による家庭や地域への広報活動

## 4 「人間関係プログラム」を通して

### (1) 「人間関係プログラム」の授業を通して

- 各学期始めに、「構成的エンカウンター」等のエクササイズを実施することにより、温かな人間関係を醸成する。
- 「相手が元気の出る話の聴き方・相手が元気の出ない話の聴き方」等のロールプレイを繰り返し行うことにより、人と関わる際に必要となるスキルの定着を図り、いじめの未然防止に取り組む。

### (2) 直接体験の場や機会を通して

- 教育活動全体を通して、意図的・計画的に「人間関係プログラム」の授業で学んだスキルを活用する直接体験の場や機会をつくり、定着を図ることで、いじめのない集団づくりに努める。

### (3) 「人間関係プログラム」に係る調査結果を生かして

- 各学級担任が、学級の雰囲気やスキルの定着度を的確に把握し、温かな雰囲気を醸成するとともに、いじめのない集団づくりに努める。

## 5 「いのちの支え合い」を学ぶ授業を通して

- 生徒が、相談することの大切さを理解し、相談のスキル、悩みやストレスへの対処法などを身につける。特にいじめは、いじめられていても本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、いじめられている友達の代わりに、自分が信頼できる大人に相談することができるようにする。
- 授業の実施：全学年とも、1、2学期中に行う。

## 6 メディアリテラシー教育を通して

- 生徒の情報活用能力の向上を図り、安全に正しくインターネットや携帯電話を使うことができる力を身につけさせ、いじめの未然防止に努める。また、インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねないことを理解させる。

- 「スマホ・インターネット安全教室」の実施：6月
- 「第二回スマホ・インターネット安全教室」の実施：9月

#### 7 「赤ちゃん・幼児触れ合い体験」を通して

- 赤ちゃんや幼児と触れ合ったり、親が愛情をもって子どもに接する姿に触れたりする体験を通して、自他の生命を大切にできる生徒の育成をねらいとして、いじめのない集団づくりに努める。
- 「赤ちゃん・幼児触れ合い体験」の実施：社会情勢に合わせ、実施や方法を検討中

#### 8 保護者との連携を通して

- いじめは絶対に許されないことについて、学校と連携して指導する。
- 子どもとコミュニケーションを図り、子どもの些細な変化を見逃さないように努める。
- 子どもに基本的な生活習慣を身につけさせ、心の安定を図る。

## VI いじめの早期発見（アセスメント・状況把握）

### 1 日頃の児童生徒の観察

#### ○早期発見のポイント

- ・生徒のささいな変化に気付くこと
- ・気付いた情報を共有すること
- ・情報に基づき、速やかに対応すること
- (1) 健康観察：一人ひとりの表情を確認しながらの呼名による朝の健康観察の徹底 等
- (2) 授業中：姿勢、表情、視線、忘れ物、教科書等の落書き、隣と机が離れている 等
- (3) 休み時間：独りぼっち、「遊び」と称してからかいの様子がみられる 等
- (4) 給食：机を離して食べる、食欲がない、極端な盛り付け、当番を押し付けられる 等
- (5) 部活動：部活動が無断で休む、ペアにならない、雑用をやらされる 等
- (6) 登下校指導：独りぼっち、荷物を持たされる 等

※ けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合があるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の被害に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

### 2 「心と生活のアンケート」の実施及びアンケート結果に応じた面談の実施

- (1) アンケートの実施：4月 9月 1月
- (2) アンケート結果：学年・学校全体で共有する。
- (3) アンケート結果の活用：アンケート結果に応じて、生徒と面談を行う。

面談した生徒について学年・学校全体で共有する。その際、市教委から配付されている、面談記録シートに「いつ」、「誰が」、「どこで」、「どれくらいの時間」、「どのような内容（生徒の様子も含む）」を記録し、保存する。

### 3 毎月の「いじめに係る状況調査」の報告

アンケートを実施し、毎月の「いじめに係る状況調査」に反映させる。  
いじめを認知したときは、「いじめに係る対応の手引き」に基づき対応する。

### 4 教育相談週間（日）の実施

- (1) 「心と生活のアンケート」実施後 及び11月に教育相談週間を設定する。
- (2) 保護者が相談を行うことができる体制づくりに努める。
  - ①さわやか相談室の充実
  - ②さわやか相談室だよりの発行

### 5 保護者アンケートの実施

- (1) アンケートの実施：6月のいじめ撲滅強化月間及び各学期の初めに配付し、提出は随時
- (2) アンケート結果の活用

### 6 地域からの情報収集

- (1) 民生児童委員 主任児童委員 学校評議員 各自治会長 スクールソーシャルワーカー  
いじめを発見し、又はいじめの疑いを認めた場合には、学校等に通報の提供を行う。

### 7 特に配慮が必要な児童生徒

- ①発達障害を含む、障害のある児童生徒
- ②海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者をもつなど外国につながる児童生徒
- ③性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒
- ④東日本大震災により被災した児童生徒又は原子力発電所事故により避難している児童生徒

## Ⅶ いじめの対応

いじめやいじめの疑いがあるような行為を発見したり、情報を把握したりしたときは、「いじめに係る対応の手引き」に基づき、対応する。

- 校長は・・・情報を集約し、組織的な対応の全体指揮を行う。  
構成員を招集し、臨時にいじめ対策委員会を開催する。
- 教頭は・・・校長の指示のもと、生徒指導主任と連携し、情報の集約、組織的な対応、指導体制の指揮を行う。
- 教務主任は・・・校長・教頭を補佐し、指示が徹底されるよう、全教職員への周知に努める。
- 担任は・・・事実の確認のため、情報収集を行う。  
いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。  
いじめた生徒に自らの行為の責任を自覚させるための指導を行う。

- 学年担当は・・・情報を共有し、サインが見られた際は速やかに担任に伝える。  
いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。
- 学年主任は・・・担当する学年の生徒の情報収集を行う。  
担当する学年の情報共有を行う。  
校長（教頭）に報告する。
- 生徒指導主任は・・・生徒の情報を把握できる体制づくりをする。  
生徒の情報を全教職員と共通理解を図るための体制を整備する。  
内・校外のコーディネーターとして関係者間の連絡・調整を図る。
- 教育相談主任は・・・生徒指導主任との連携を図りいじめられた生徒、いじめを知らせてきた生徒の相談体制を整備する。
- 特別支援コーディネーターは・・・問題の背景に障害が要因として考えられないか、情報収集を行う。
- 養護教諭は・・・いじめられた生徒、いじめを知らせてきた生徒の安全の確保を行う。  
保健室に入室した生徒の様子を観察し、身体や表情の様子に異変を感じたときは担任に知らせる。
- 部活動の顧問は・・・部活動内でいじめがあった場合は、いじめられた生徒の安全を確保し、担任に情報を伝える。また、いじめた生徒に自らの行為の責任を自覚させるための指導を学年の教職員と協力し行う。  
部員の様子を観察し、サインが見られた場合は速やかに学年職員、担任に知らせる。
- さわやか相談員は・・・生徒の心に寄り添い、教職員と連携して支援を行う。
- スクールカウンセラーは・・・専門的な立場から、アセスメントに基づく支援の指導助言や、生徒へのカウンセリング等を行う。
- スクールソーシャルワーカーは・・・情報の提供及び専門的な立場から、生徒の環境に働きかけるプロセスにおける連携、仲介、調整等を行う。
- 保護者は・・・家庭において、子どもの様子をしっかりと把握し、異変を感じたときは直ちに学校に連絡し、連携する。
- 地域は・・・いじめを発見し、又はいじめの疑いを認めた場合には、学校等に情報の提供を行う。

※学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策委員会に報告を行わないことは、法第23条第1項の規定に違反し得ることから、学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、学校いじめ対策委員会に対し、当該いじめに係る情報を報告し、組織的な対応につなげていく。

## Ⅷ 重大事態への対応（「いじめ防止対策推進法」第28条）

- 生命・心身に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、「いじめ対策推進法」、「いじめ防止等のための基本的な指針（平成29年3月改定、文部科学大臣決定）」、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（平成29年3月文部科学省）、「さいたま市いじめ防止対策条例」、「さいたま市いじめ防止基本方針」、および「いじめに係る対応の手引き」等に基づいた対応を確実に行う。
  
- 重大事態について
  - (1) 「生命・心身に重大な被害が生じた疑い」
    - ・ 生徒が自殺を企図した場合
    - ・ 身体に重大な傷害を負った場合
    - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
    - ・ 精神性の疾患を発症した場合 等
  - (2) 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合」
    - ・ 年間30日を目安とする。
    - ・ 一定期間連続して欠席している場合は、迅速に調査に着手する。
  
- 生徒や保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることを留意し、次の対応を行う。
  - (1) いじめ対策委員会で、いじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有を行う。
  - (2) 校長は、いじめの事実の確認を行い、結果を教育委員会に報告する。
  - (3) 学校は、「児童生徒の心のサポート 手引き いじめに係る対応」に則り、組織的な対応を行う。

### ※ 教育委員会が、重大事態の調査の主体を判断

#### <学校を調査主体とした場合>

- 1 学校は、直ちに教育委員会に報告する。
- 2 学校は、教育委員会の指導・支援の下、学校長の指示の下、重大事態の調査組織（いじめ対策委員会を母体とした）を設置する。
- 3 学校は、いじめ対策委員会で事実関係を明確にするための調査を実施する。
- 4 学校は、いじめを受けた生徒、及びその保護者に対して、適切に情報を提供する。
- 5 学校は、調査結果を教育委員会に報告する。
- 6 学校は、調査結果を踏まえた必要な措置を行う。

#### <教育委員会が調査主体となる場合>

- 1 学校は、教育委員会の指示の下、資料の提出など、調査に協力する。

## Ⅸ 研修

いじめの未然防止（「人間関係プログラム」の研修を含む）、早期発見・早期対応、インターネットを通じて行われるいじめへの対応など、教職員のいじめに対する意識や対応力を高める研修を計画的に行う。

### 1 職員会議

- (1) 学校いじめ基本方針の周知徹底
- (2) 取組評価アンケートの実施、結果の検証

### 2 校内研修

#### (1) 生徒指導・教育相談に係る校内研修

月例会	生徒指導部会	→	生徒指導に係る研修（事例研修含む）
月例会	教育相談部会	→	教育相談に係る研修（事例研修含む）
夏季休業中	生徒指導・教育相談に係る研修（小中合同研修会）		
夏季休業中	教育相談に係る研修	→	ゲートキーパー研修の報告
夏季休業中	生徒指導に係る研修	→	生徒指導に係る伝達講習

#### (2) 情報モラル研修

情報モラルに係る研修を夏季休業中に行う。

## Ⅹ PDCAサイクル

より実効性の高いいじめ防止等の取組を実施するため、学校基本方針が学校の実情に即して機能しているかを、いじめ対策委員会を中心に点検し、必要に応じて見直すというPDCAサイクルを行う。

### 1 年間の取組についての検証を行う時期（PDCAサイクルの期間）の決定

- (1) 検証を行う時期：各学期末とする

### 2 「取組評価アンケート」、いじめ対策委員会の会議、校内研修等の実施時期の決定

- (1) 「取組評価アンケート」の実施時期：11月（学校評価と兼ねる）
- (2) いじめ対策委員会の開催時期：6月、3月（Ⅳに示したとおり）
- (3) 校内研修会等の実施時期：通年・夏季休業中（Ⅸに示したとおり）

### 3 学校評価・教員評価の留意点（学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況）

○学校評価に、いじめの防止等の対策に係る目標を設定し、その状況を達成する。

○教員評価において、いじめの防止等の対策の取組状況を積極的に評価するよう促す。

※ 期日についてはあくまでも予定であり、変更の場合がある。